

「中国地方整備局事業評価監視委員会」議事要旨

件 名	平成20年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会
日 時	平成20年10月27日(月) 13:30～17:00
場 所	広島市中区上八丁堀6-30 中国地方整備局 合同庁舎2号館 8階会議室
出 席 者	◆委 員(敬称略、順不同) 道上 正規(委員長)、村田 秀一、二村 博司、内田 和子 作野 広和、鎌倉 秀章 ◆整備局 局長、副局長(2名)、企画部長、河川部長、港湾空港部長 他
配布資料	■平成20年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会 議事次第 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会 配席表 中国地方整備局事業評価監視委員会規則 中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領 ■資料一覧表 資料-1 中国地方整備局事業評価監視委員会名簿 資料-2 平成20年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会審議一覧表 資料-3 平成20年度 第2回中国地方整備局事業評価監視委員会対象事業位置図 資料-4 河川関係の評価項目調書 資料-5 港湾空港関係の評価項目調書
議事要旨	1. 開 会 2. 評価対象事業の審議 以下のとおり、事業評価対象6事業を審議した。 ◇河川事業 再評価対象事業 : 旭川直轄河川改修事業(旭川放水路) 江の川下流直轄河川改修事業(大貫箇所) 事後評価対象事業 : 江の川下流水防災対策特定河川事業 (上ヶ畑地区) 江の川下流水防災対策特定河川事業 (市井原地区) ◇港湾空港事業 再評価対象事業 : 尾道系崎港機織地区多目的国際ターミナル 整備事業 事後評価対象事業 : 広島港出島地区国際海上コンテナターミナル 整備事業 ○経緯及び結果 別紙-1のとおり

平成２０年度 第２回中国地方整備局事業評価監視委員会の経緯及び結果

１．審議の経緯

平成２０年１０月２７日に開催した平成２０年度第２回中国地方整備局事業評価監視委員会において、次の事業について審議を行った。

◇河川事業

再評価対象事業：旭川直轄河川改修事業（旭川放水路）
江の川下流直轄河川改修事業（大貫箇所）

事後評価対象事業：江の川下流水防災対策特定河川事業（上ヶ畑地区）
江の川下流水防災対策特定河川事業（市井原地区）

◇港湾空港事業

再評価対象事業：尾道系崎港機織地区多目的国際ターミナル整備事業

事後評価対象事業：広島港出島地区国際海上コンテナターミナル整備事業

２．審議の結果

事業者から各事業の概要、評価結果及び対応方針（原案）について説明を受け、事業が適切に実施されているか審議を行い、次のとおり意見の取りまとめを行った。

審議の結果、再評価対象の３事業は適切に実施されており、事業継続とすることとした事業者の判断は、妥当であると意見集約した。

また、事後評価対象の３事業は、事業の効果が発現しており、当該事業に関しては、今後の事後評価と改善措置は必要ないとした事業者の判断は、妥当であると意見集約した。

なお、審議過程において、以下の議論があった。

●事業評価対象事業

◇河川事業

○旭川^{あさひかわ}直轄河川改修事業（旭川^{あさひかわ}放水路）

- ・コスト縮減を図りつつ歴史的な資源や自然環境にも配慮し、遅滞なく事業の推進に努めること。

○江^{ごう}の川^{かわ}下流直轄河川改修事業（大貫^{おおぬき}箇所）

- ・地域特性を踏まえ、さらなる事業の推進に努めること。
- ・事業の効果例については、誤解のないよう説明の仕方を工夫すること。

○江^{ごう}の川^{かわ}下流水^{みずぼうさい}防災対策特定河川事業（上ヶ畑^{うえがはた}地区・市井原^{いちいばら}地区）

- ・今後、計画規模の洪水に対処するために必要な事業が残っている場合には、その旨を調書「その他」に記載すること。

◇港湾空港事業

○尾道^{おのみち}系^{いと}崎^{さき}港^{こう}機織^{はた}地区多目的国際ターミナル整備事業

- ・特になし。

○広島^{ひろしま}港^{こう}出島^{いでしま}地区国際海上コンテナターミナル整備事業

- ・特になし。

◇全般

- ・調書「社会情勢等の変化」に地元自治体の財政状況等も可能な範囲で記載することを検討すること。
- ・再評価事業について、可能な範囲で事業着手時点の事業費等と比較するなど事業の経緯をわかりやすくするように検討すること。
- ・港湾事業については、個別事業のみでなく広域に見た今後の事業評価のあり方に期待する。
- ・河川事業については、感度分析の試算結果について、資料添付することを検討すること。

以上